

(仮称) 千曲市手話言語条例(素案)に係る意見募集結果

No	意見等の概要	意見に対する市の考え方等
1	手話言語条例、今後の要望について ①スーパーなどのレジで、何か言われる。(袋、クーポン、カードなど)言っていることが分からず適当にうなづく。何かコミュニケーションボードや筆談の周知などの方法を考えてほしい。 ②役所や病院などの事務員は、簡単な手話くらいは覚えてほしい。 ③災害時には、手話通訳を速やかに手配してほしい。 ④聞こえない人向けに防災学習会を開いてほしい。(聞こえないことによる特殊な状況があるため。)	いただきましたご要望については、第9条の規定により、施策の推進をしてまいります。①②について、第8条で規定する事業者の役割について周知をしてまいります。③④について、防災関係の貴重なご要望ですので、課題を検討し前向きに施策を推進してまいります。災害時の手話通訳者派遣に限らず、第5条で規定する市民の役割についても周知してまいります。
2	手話言語条例について ①条例の中の「障がい者」を「障害者」がいの字を漢字に変更してください。まだ、差別がなくなっていないため。 ②市役所の手話通訳者設置について、今のような2人体制を今後も続けていくようにしてください。 ③受付等窓口に難聴者の「耳マーク」が置いてありますが、それよりも「手話」「筆談」マーク(全日本ろうあ連盟発行)があるので、それに変更してください。	①について、基本的に「障がい」と表記していますが、法令で定められているものについては「障害」と表記しています。 条例は、基本的事項を定めています。具体的な施策については、いただきました②③のご意見を参考とさせていただき、第9条の規定により、職員体制や環境整備等を推進してまいります。

(仮称) 千曲市障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の推進に関する条例(素案)に係る意見募集結果

No	意見等の概要	意見に対する市の考え方等
1	障がい者による情報の取得等条例の第3条について 基本理念第3条2項で「障がい者は、可能な限り、意思疎通の手段を選択できなければならない」とあります。 第3条3項でも「障がい者は、可能な限り、同一の内容の情報を同一の時点において取得することができなければならない」とあります。これは、市が主催する講演会、研修会他企画において全面的に(可能な限り)適用されるものと思います。そうすると主催する市が全面的に手話通訳や要約筆記を用意することになるが、人数は不足しているため、早急な対策が必要と感じます。	第7条(3)の規定により、障がい者の意思疎通の支援を行う者の確保、育成及び資質の向上に一層取り組んでまいります。 可能な限り、講演会等への手話通訳者・要約筆記者の派遣を推進してまいります。
2	情報の取得等条例について 聴覚障害者以外の情報アクセシビリティに課題のある方々への対応はどのようにするのか。例えば視覚障害者は、その場に行くことに困難があり、同一の時点で取得する方法はどうお考えか?資料などを点字で用意できるのかなど検討をお願いしたい。 その他にも個々に必要な手段が講じられる必要があり、同一時点での情報取得に関して難しい点が多々あることをご承知されているのか、この条文では不安になります。	条例は基本的事項を定めています。 具体的な施策については、ご意見を参考とさせていただき、第7条の規定により推進してまいります。 視覚障がい者に対する同行援護や代読代筆等の障害福祉サービス、聴覚障がい者に対する用具の活用等コミュニケーションの手段を検討し施策を推進してまいります。

No	意見等の概要	意見に対する市の考え方等
3	情報の取得等条例の第8条に「必要な財政上の措置を講ずるよう努める」とありますが、明確に実施できるように示してください。	条例は基本的事項を定めています。 必要な経費については、第8条の規定により、予算確保に努めてまいります。
4	情報の取得等条例の第3条1項「意思疎通の推進」とは、要約筆記などの意思疎通の手段を用いることという意味か？	お見込みのとおりです。
5	情報の取得等条例の第3条3項「同一の内容の情報を同一の時点において」について、市の取り組みとして市主催の行事などへの要約筆記者の配置など具体的な表現をしてほしい。	条例は基本的事項を定めています。 具体的な施策については、ご意見を参考とさせていただき、第7条の規定により、手話通訳者や要約筆記者の配置等を推進してまいります。
6	情報の取得等条例の第4条「県と連携する」とあるが、県の事業である要約筆記者養成講座受講への足掛かりとなる入門講座を市で開催してほしい。市の取組として開催することで、市報にも掲載できれば参加者も増えるのではないかな。	条例は基本的事項を定めています。 具体的な施策については、ご意見を参考とさせていただき、第7条の規定により、要約筆記者の人材育成等を推進してまいります。
7	情報の取得等条例の第4条「意思疎通を図るための施策」について、「要約筆記や点字、音訳などを学ぶ機会の提供、それらを利用するための環境整備などの」と具体的に記述してほしい。	条例は基本的事項を定めています。 具体的な施策については、ご意見を参考とさせていただき検討してまいります。
8	情報の取得等条例の第7条3号 支援を行う者の確保、育成及び資質の向上に関する施策の「育成」とあるので要約筆記者を目指す人材の育成に関する事業を行ってほしい。前述の入門講座などの開催をお願いしたい。	条例は基本的事項を定めています。 ご意見として参考とさせていただき、第7条の規定により、要約筆記者の人材育成等を推進してまいります。
9	条例成立後、各団体サークル等参加による協議会の設置を希望します。	ご意見として承り、検討いたします。
10	情報の取得等条例の第4条の後に次の条文の追加を希望 (1) 要約筆記等に係るコミュニケーション支援事業者等の派遣及び要約筆記等による情報保証の利用に関する相談支援活動の支援等 (2) 市が主催する講演会等における要約筆記者の配置 (3) 市の広報活動及び公的機関が障がい者に送付する文書通知等における点字サービス及び音訳サービスの提供 (4) その他要約筆記等を利用できるようにするための環境整備に必要な事項	条例は基本的事項を定めています。 第7条の施策に位置付けられる項目と考えられ、その趣旨を踏まえ、ご意見を参考に具体的な施策について推進してまいります。
11	情報の取得等条例の第7条の条文に追加を希望 (3) 要約筆記等の障がい者の意思疎通の支援を行う者の確保、育成及び資質の向上に関する施策 (6) 障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通手段の利用に対して、取得しやすく、利用しやすい環境整備に関する施策	条例は基本的事項を定めています。 第7条の施策に位置付けられる項目と考えられ、その趣旨を踏まえ、障がい者の意思疎通を支援する者の育成や環境整備等の施策を推進してまいります。